（農業用動産抵当登記令の一部改正）

第三条　農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

（建設機械登記令の一部改正）

第四条　建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

（企業担保登記登録令の一部改正）

第五条　企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「当該法人の代表者の資格を証する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ　イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年十一月二日から施行する。ただし、第一条中不動産登記令別表の三十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記令第七条第一項第一号及び第十七条第一項の規定、第二条の規定による改正後の船舶登記令第十三条第一項第一号及び第四号並びに第三項並びに第二十七条第一項第一号の規定、第三条の規定による改正後の農業用動産抵当登記令第十条第一号の規定、第四条の規定による改正後の建設機械登記令第八条第一項第一号の規定並びに第五条の規定による改正後の企業担保登記登録令第八条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十四号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十三号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三各号列記以外の部分中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、「不用となつた金額及び」を削り、同条第二号中「平成二十五年度の」を「平成二十六年度の」に、「平成二十五年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」を「平成二十六年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第三号中「平成二十五年度の」を「平成二十六年度の」に、「平成二十五年度復興税外収入予算額」を「平成二十六年度復興税外収入予算額」に改め、同条第四号中「平成二十五年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」を「平成二十六年度東日本大震災復興特別会計繰入金予算額」に改め、同条第五号中「平成二十五年度復興税外収入予算額」を「平成二十六年度復興税外収入予算額」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三